

Q1. 県内で愛知県社会福祉協議会以外に介護支援専門員更新研修等を実施しているところがありますか？

A1. 令和5年度から愛知県社会福祉協議会の他に愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が以下の研修を実施しています。

- ・ 専門研修課程Ⅰ
- ・ 専門研修課程Ⅱ
- ・ 更新研修（実務経験有）88時間
- ・ 更新研修（実務経験有）32時間 の4研修です。

実施方法は4研修全てがオンライン研修。

[愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP](https://www.aichi-kaigo.org/) <https://www.aichi-kaigo.org/>

Q2. 専門研修と更新研修（実務経験者）の違いがわかりません。

A2. カリキュラムは同一です。
受講要件が異なります。

更新研修 （実務経験者）	◎現任もしくは有効期間内で実務についていた方 ◎愛知県登録の方（登録が愛知県外の方も受講可能） 令和6年度実施分 → 令和7年1月1日～令和7年12月31日 までに有効期間が満了される方が対象
専門研修	◎現任の方（有効期間満了日が令和8年1月以降） ◎愛知県登録の方（登録が愛知県外の方も受講可能） 経験年数6か月以上の方→ 専門研修Ⅰ 受講可能 経験年数3年以上→ 専門研修Ⅱ もしくは 専門研修Ⅰ＋Ⅱ 受講可能 *メリットとして更新研修よりも早く受講をすることができます。

専門研修を受講することにより、更新研修は免除されます。

受講要件を満たす方は、更新研修を待つことなく、早い機会に専門研修を受講されることをお勧めいたします。ただし、申込者が定員を超えた場合は、有効期間満了日の早い方を優先とし、先着順に決定します。

（注意）
毎年、体調不良などの理由により研修の受講継続ができず、更新手続きが行えないケースが見受けられます。この場合、有効期間が満了し、介護支援専門員として実務に就くことができませんので、ご注意ください。

Q3. 現在ケアマネ業務を行っていますが、実務経験年数が2年3か月しかありません。
専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？

A3. できません。

専門研修Ⅱは受講要件として、現在介護支援専門員として実務に就いていること、3年以上の実務経験年数が必要となります。今回は受講要件がありません。

なお、基準とする日は研修開始時点としますので、専門研修Ⅱの研修開始前（9月）までに実務経験年数3年を満たす場合には受講が可能となります。

ただし、介護支援専門員の業務から離れる場合には受講要件がなくなります。その場合には申込後であっても速やかに事務局まで連絡をお願いします。なお更新研修32時間では要件が異なります。詳細についてはQ2をご確認ください。

Q4. 有効期間が満了しています。試験を受け直す必要がありますか？

A4. 試験を受け直す必要はありません。

介護支援専門員としての登録はあります。ただし、有効期間が満了しているため、介護支援専門員として実務には就けません。有効期間満了された方が対象の「再研修」をお申し込みください。研修修了後、介護支援専門員証の交付の手続きを行い、専門員証が交付されれば、業務に就くことができます。

Q5. 有効期間が満了していますが、どの研修を受講すればいいですか？

A5. 有効期間が満了している方は、「再研修」を受講してください。

再研修は介護支援専門員としての実務経験を問いません。かつて介護支援専門員として実務に就いても、未経験でも有効期間が満了されている場合には、「再研修」を受講してください。

Q6. 初めて更新をします。現在の有効期間内に介護支援専門員として実務に就いていましたが、今は就いていません。実務未経験者の研修を受講できますか？

A6. 実務経験者の研修を受講してください。

有効期間内に介護支援専門員として実務についていた方は、原則として実務経験者として更新研修（8時間以上）を受講してください。ただし介護支援専門員として実務に就いていた期間が大変短い方、補助的な業務のみで、サービス計画の作成を行っていない方、事例を提出できない方は更新研修（実務未経験者）の研修を受講してください。

Q7. 介護支援専門員証に記載されている名前の姓が変わりました。申込書に添付する書類はありますか？

A7. お名前の変更前後の記載のある公的書類（戸籍抄本、運転免許証の場合は裏書きも含め両面）のコピーを添付してください。

Q8. 有効期間内に研修を受講できなかった場合（修了できなかった場合）は、どうなりますか？

A8. 有効期間内に修了できない場合には、更新手続きができません。

有効期間が満了してしまいますので、介護支援専門員として実務に就くことができなくなります。有効期間が満了した場合は「再研修」を受講してください。

Q9. 2回目の更新をします。前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていませんが、前回の有効期間内にはケアマネとしてケアプランを作成していたので、実務経験者の研修を受講できますか？

A9. できません。（前回の更新前の経験は考慮されません）

前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていない場合には、実務未経験者となります。今回の更新の際には更新研修（実務未経験者）を受講してください。

詳しくはフローチャートにてご確認ください。

[（介護支援専門員研修全体のフローチャートはこちらをクリック）](#)

Q10. 2回目の更新をします。1回目更新（有効期間満了日）以降実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A10. 今回は実務経験者の更新研修（88時間以上）を受講してください。

現任の方は受講要件を満たせば、専門研修も受講可能です。詳しくはフローチャートにてご確認ください。

[（介護支援専門員研修全体のフローチャートはこちらをクリック）](#)

Q11. 2回目の更新をします。1回目実務経験者の研修を修了しました。2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A11. 前回の有効期間満了後から今回の有効期間内（5年間）での実務経験によって受講する研修が異なります（Q9も参考にしてください）。

★1回目の更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていたことがある場合 専門研修Ⅱもしくは更新研修（32時間以上）を受講してください。

*各研修には受講要件があります。

[「介護支援専門員証更新のための研修概要」](#)にてご確認ください。

★1回目の更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていない場合 実務未経験者の更新研修（54時間以上）を受講してください。

詳しくはフローチャートにてご確認ください。

[（介護支援専門員研修全体フローチャートはこちらをクリック）](#)

Q12. 更新研修を修了しましたが、有効期間内に介護支援専門員証の更新手続きをしていませんでした。今からでも更新手続きはできますか？

A12. 更新手続きはできません。

有効期間内にご自身で更新手続きを行う必要があります。

*この場合、有効期間が満了された方が対象の「再研修」を受講することとなります。

（補足）

愛知県に登録の方は、有効期間の満了する6か月前から手続きができますので、詳しくは愛知県高齢福祉課へお問い合わせください。（TEL052-954-6861）

愛知県外の登録の方は、ご自分の登録地で更新手続きを行ってください。受付時期等はそれぞれ異なる

ります。ご注意ください。

Q13. 介護支援専門員の資格を保持しながら地域包括支援センターに保健師・社会福祉士等として配置され、予防プランを作成した場合、実務経験としてカウントできますか？

A13. できます。

ただし、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合・利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は認められません。

また、対象となるのは介護支援専門員証に書かれている有効期間内の実務経験のみですので、それ以前の実務についてはカウントできません。

Q14. 指定居宅介護支援事業所において管理者をしています。実務経験者の研修を受講できますか？

A14. 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認められます。

Q15. 要介護認定のための調整業務は実務経験に含まれますか？

A15. 含まれません。

認定調査員のみを行っている方については、実務未経験者となります。

Q16. 課目の免除はありますか？

A16. 免除はありません。

更新のための研修を指定どおり受講してください。

Q17. 平成18年3月23日に発行された登録証明書を持っていますが、有効期間が分かりません。

A17. 愛知県高齢福祉課のホームページでご確認ください。

https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/files/cm_tourokushoukigen.html
(外部リンク)

登録証明書の発行年月日に基づき、有効期間が定められています。

なお、Q17.の平成18年3月23日に登録された場合は、平成23年3月23日で有効期間が満了していますので、「再研修」の受講となります。

Q18. 申込書に添付する書類（専門員証等）が見当たりません。どうしたらいいですか？

A18. 申込書には介護支援専門員証（18年3月以前に登録され更新を行っていない方は介護支援専門員登録証明書）の写しが必要となります。紛失の場合には速やかに愛知県高齢福祉課で登録内容がわかる書類（登録番号等通知書）の発行手続きを行ってください。発行後は速やかに書類の写しを愛知県福祉人材センターあてに提出してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/caremana-touroku.html>

愛知県 福祉局 高齢福祉課 介護保険指導第二グループ

(052) 954-6861

*登録地が愛知県外の方は、登録のある都道府県へお問い合わせください。

Q19. 更新のための研修を前年度以前に修了していますが、修了証を紛失したので、申込書に添付ができません。どうしたらいいですか？

A19. 福祉人材センターまでお問い合わせください。

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター (052) 212-5516

Q20. 受講案内がうまくダウンロードできません。

A20. ご希望があれば受講案内等を郵送します。

送付先を明記した返信用の封筒（角2サイズ：A4サイズの用紙が入るものに140円の切手を貼ったもの）を同封のうえ

① ご自身の該当する研修名

「専門研修・更新研修（実務経験者）」又は「更新研修（実務未経験者）・再研修」

② 平日の日中につながりやすい電話番号 を明記してください。

* 申込書、研修のご案内は申込受付開始後（専門研修・更新研修は3月22日以降、更新研修（実務未経験者）・再研修は8月下旬以降）に送付します。

* 郵送でやりとりを行うためお時間がかかります。希望の方は早めの投函をお心がけてください。

<送付先>

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-50

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター 研修部 ケアマネ研修 あて

Q21. 受講日の指定はできますか？

A21. できません。

申込書の受講希望アンケートを参考に、できるだけ配慮はしますが、非常に多くの方が受講される研修ですので、希望どおりにならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

業務の都合上、特定の曜日以外の受講が困難な場合など特に連絡しておきたい事項がありましたら、その他連絡事項の欄にご記入ください。

受講決定後に日程変更を希望される場合には、受講案内に従って手続きしてください。

Q22. 登録が他の都道府県です。愛知県で専門研修又は更新研修を受講したいのですができますか？

A22. 申込前に必ず愛知県福祉人材センターにお問い合わせください。

また、再研修受講申込希望の場合も同様にお問い合わせください。

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター (052) 212-5516

Q23. 研修の流れを教えてください。	
A23. 研修の種類によって異なります。 *ご自身の受講する研修はフローチャート等でご確認ください。	
専門・更新研修 (実務経験者)	3/22～4/26(消印有効) 申込受付期間 6月上旬 受講決定通知 →受講決定通知で日程の確認、同封の受講案内の指示に従って 受講料のお振込みを行ってください *6月末までに受講決定通知が届かなかった場合は、福祉人材センターまでお問い合わせください R6.7月～ 研修開始(専門研修課程Ⅰ・更新研修88時間以上) R6.9月～ 研修開始(専門研修課程Ⅱ・更新研修32時間以上)
更新研修 (実務未経験者)・ 再研修 54時間以上	8月下旬～9月下旬 申込受付期間予定 11月上旬 受講決定通知予定 →受講決定通知で日程の確認、同封の受講案内の指示に従って 受講料のお振込みを行ってください *11月中に受講決定通知が届かなかった場合は、福祉人材センターまでお問い合わせください R6.11月下旬～ 研修開始(オンデマンド視聴) 予定
研修によって、申込受付期間が異なります。 受講を希望される場合は、期間内に申込書一式を愛知県社会福祉協議会 福祉人材センターまでお送りください。	

Q24. 主任介護支援専門員の資格を持っています。主任介護支援専門員においても、有効期間が設けられるとのことですが、更新のための研修は何を受ければいいのでしょうか？	
A24. 主任介護支援専門員の更新のためには、主任介護支援専門員更新研修を受講していただく必要があります。受講にあたっては要件を満たしている必要があります。 詳細については、 愛知県シルバーサービス振興会 HP http://www.aichi-silver.com/ または愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP https://www.aichi-kaigo.org/ をご確認ください。 主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修(本会実施)を受けたものとみなされます。主任介護支援専門員更新研修の受講に際しては要件がありますので、上記実施団体にご確認ください。 *現在の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講できない場合は、更新研修を受講していただき、証の有効期間が満了されないようお気をつけください。	

Q25. 介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてにお知らせ等は郵送されますか？	
A25. いいえ。 研修受講のご案内等のお知らせは個人の方へは通知がありません。ご自分で把握をしていただく必要があります。有効期間の満了日までに必要な研修を修了され、更新のための手続きを行う必要があります。	

